

大阪府消費生活苦情審査会について

- ◆大阪府における附属機関の見直しに伴い、今後の消費者行政の一層の充実を図るという観点から、消費生活苦情審査会と消費者保護審議会を統合。

- 苦情審査を通じて得た成果等を、今後の消費者行政の一層の充実に活かすことができる体制に
- 複雑化・多様化する消費者問題に関する苦情審査に柔軟に対応できる体制に
- 消費者行政を取り巻く新たな課題に対しても意見を聴取できる体制に

- ◆大阪府附属機関条例の改正案を 2 月議会に上程(4 月 1 日施行予定)

【大阪府附属機関条例】第 1 条

名 称	担 任 す る 事 務
大阪府消費生活苦情審査会	大阪府消費者保護条例（昭和五一年大阪府条例第八四号）第二十五条第一項の規定によるあっせん及び調停並びに同条例第二十六条に規定する資金の貸付けその他の援助についての調査審議に関する事務
大阪府消費者保護審議会	消費者の保護に関する施策についての重要事項の調査審議に関する事務

改 正

<平成 23 年 4 月 1 日施行予定>

名 称	担 任 す る 事 務
大阪府消費者保護審議会	消費者の保護に関する施策についての重要事項に関する事務 並びに大阪府消費者保護条例（昭和五一年大阪府条例第八四号）第二十五条第一項の規定によるあっせん及び調停並びに同条例第二十六条に規定する資金の貸付けその他の援助についての調査審議に関する事務

<統合後の消費生活苦情審査委員会（仮称）イメージ図>

